

## 新規採用職員に対する 赴任旅費（移転料）の支給について

### 1. 対象者

以下の条件を満たす職員に対し、赴任旅費（移転料）を支給する

(1) 以下のいずれかにより新たに採用される職員（再任用職員、育休代替任期付職員・会計年度任用職員・特別職非常勤職員を除く）

①高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を求める職

例：一般任期付職員※、特定任期付職員、プロフェッショナル型採用

※神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例2条第2項第1号及び第3号（部内で確保することが一定の期間のみ困難）である場合は除く

②多様な経験やスキルを持ち行政のプロフェッショナルとしての活躍を求める職

例：経験者採用（経験者通年枠（総合行政））等

(2) 採用までに新たに神戸市内に住居を構えた（住民票を市内に異動した）もの

(3) 転居前の住居が神戸市内及び準在勤地より遠方のもの

(参考：準在勤地)

兵庫県のうち宍粟市、神河町、多可町、西脇市及び丹波篠山市以南の全域（淡路島を含む。）、大阪府全域、奈良県全域、京都府のうち京都市、亀岡市以南の全域

### 2. 支給対象：

赴任旅費のうち、本人に住居移転にかかる移転料を距離別で定額で支出

(参考)

鉄道距離	金額	鉄道距離	金額
50km 未満	46,500 円	～1000km 未満	108,000 円
～100km 未満	53,500 円	～1500km 未満	113,500 円
～300km 未満	66,000 円	～2000km 未満	121,500 円
～500km 未満	81,500 円	2000km 以上	141,000 円

### 3. 実施時期

「1. 対象者」のうち、(1) の区分について以下のとおりとする

①令和6（2024）年4月から採用される職員

②令和6（2024）年4月以降に実施する試験・選考により採用される職員